

宇和島市障害者計画・ 障害福祉計画（第5期）

【骨子】

平成29年10月

宇和島市

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	5
3 計画の期間.....	7
4 策定体制.....	7
第2章 障害のある人を取り巻く現状.....	8
1 人口・世帯について.....	8
2 障害のある人の状況.....	9
第3章 障害福祉に関する基本的な考え方.....	17
1 基本理念.....	17
2 基本方針.....	17
第4章 障害者計画.....	18
1 障害者計画の体系.....	18
2 施策の展開.....	19
第5章 障害福祉計画.....	20
1 第5期計画における成果目標.....	20
2 障害福祉サービス・障害児通所支援事業の見込量.....	22
3 地域生活支援事業の見込み量.....	22
第6章 計画の推進体制.....	23

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 宇和島市の取り組み

宇和島市（以下、本市という）では、平成 18 年度から平成 20 年度まで障害福祉サービスの充実をめざして「第 1 期宇和島市障害福祉計画」を策定し、平成 20 年度には『～安心してうわじまで暮らせる、自立と共生のまちへ～』を基本理念とした「宇和島市障がい者計画」を策定して、障害のある人に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。その後も、国の障害者施策の制度改革等を踏まえながら、平成 21 年度に「第 2 期宇和島市障害福祉計画」を、平成 24 年度に「第 3 期宇和島市障害福祉計画」を策定、平成 27 年度には、第 3 期までの「障害福祉計画」における施策を評価・検証し、より本市の実情に応じた「第 4 期宇和島市障害福祉計画」を策定し、『うわじま ノーマライゼーションプラン』を基本理念として、障害のある人や障害福祉に関する取り組みを進めてきました。また、平成 27 年度には、本市の障害のある人に関する施策の基本的な事項を定める「宇和島市障害者計画」を策定しています。

この度、「宇和島市障害福祉計画（第 4 期）」が計画期間終了を迎えることや、国の制度改革、本市の障害のある人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、「宇和島市障害者計画・障害福祉計画（第 5 期）」を策定することとしました。なお、本計画では「宇和島市障害児福祉計画（第 1 期）」も一体的に策定しています。

■障害者計画と障害（児）福祉計画との関連イメージ

障害者計画

障害者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画。「障害のある人のための施策に関する基本計画」という位置づけ。

障害福祉計画・障害児福祉計画

障害福祉サービス等の成果目標や必要なサービス見込量等を定めた計画。

「障害福祉に関する事業計画」という位置づけ。

<策定する事項>

- 平成 32 年度における成果目標
 - ・福祉施設から地域生活への移行
 - ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 など
- 障害（児）福祉サービス
 - ・各年度におけるサービス種類ごとの見込み量と確保のための方策
- 地域生活支援事業（必須事業、任意事業）
 - ・各年度におけるサービス種類ごとの見込み量と確保のための方策

(2) 障害福祉をめぐる国の動向

国の障害福祉施策においては、法律や制度が大きく変化してきました。中でも最も大きな変更点の一つが、平成 18 年 4 月の「障害者自立支援法」の施行による、障害者施策の 3 障害（身体障害・知的障害・精神障害）一元化と障害者に対するサービス体系の再編でした。

その後、平成 24 年に「障害者自立支援法」は「障害者総合支援法」へと改正され、谷間のない支援提供のための障害者の範囲の変更（難病等の追加）、障害程度区分から支援区分への改定、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化、地域移行支援の対象の拡大、地域生活支援事業の追加など、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備がなされています。

この間、平成 23 年には「障害者基本法」が改正され、障害者の定義のなかで、発達障害を精神障害に含め、更に社会的障壁が生活を制限する原因と明示されるなどの変更がなされました。平成 25 年に成立した「障害者差別解消法」では、国の行政機関や地方公共団体での「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者への合理的配慮の提供」が求められ、平成 28 年 4 月に施行されました。

また、障害児への支援に関しては、「児童福祉法」の一部改正により、障害児支援の提供体制を計画的に確保し、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援などが連携することで、ライフステージに応じた切れ目のない支援の実現に向けた「第 1 期障害児福祉計画」を策定することとなりました。

■障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 30 年 4 月施行）の改正ポイント

1. 障害者の望む地域生活の支援
 - (1) 自立生活援助の創立
 - (2) 就労定着支援の創立
 - (3) 重度訪問介護の訪問先の拡大
 - (4) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
 - (1) 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
 - (2) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
 - (3) 医療的ケアを要する障害児に対する支援
 - (4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
 - (1) 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
 - (2) 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

(3) 第5期計画における見直しのポイント

国においては、第5期障害福祉計画の策定に向けて基本指針が改訂されました。第5期障害福祉の見直しの主なポイントは以下の通りです。

ポイント1 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の整備を一層進める。
- ・基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。

ポイント2 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にする。

ポイント3 就労定着に向けた支援

- ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

ポイント4 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。
- ・ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。

ポイント5 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- ・住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。

ポイント6 発達障害者支援の一層の充実

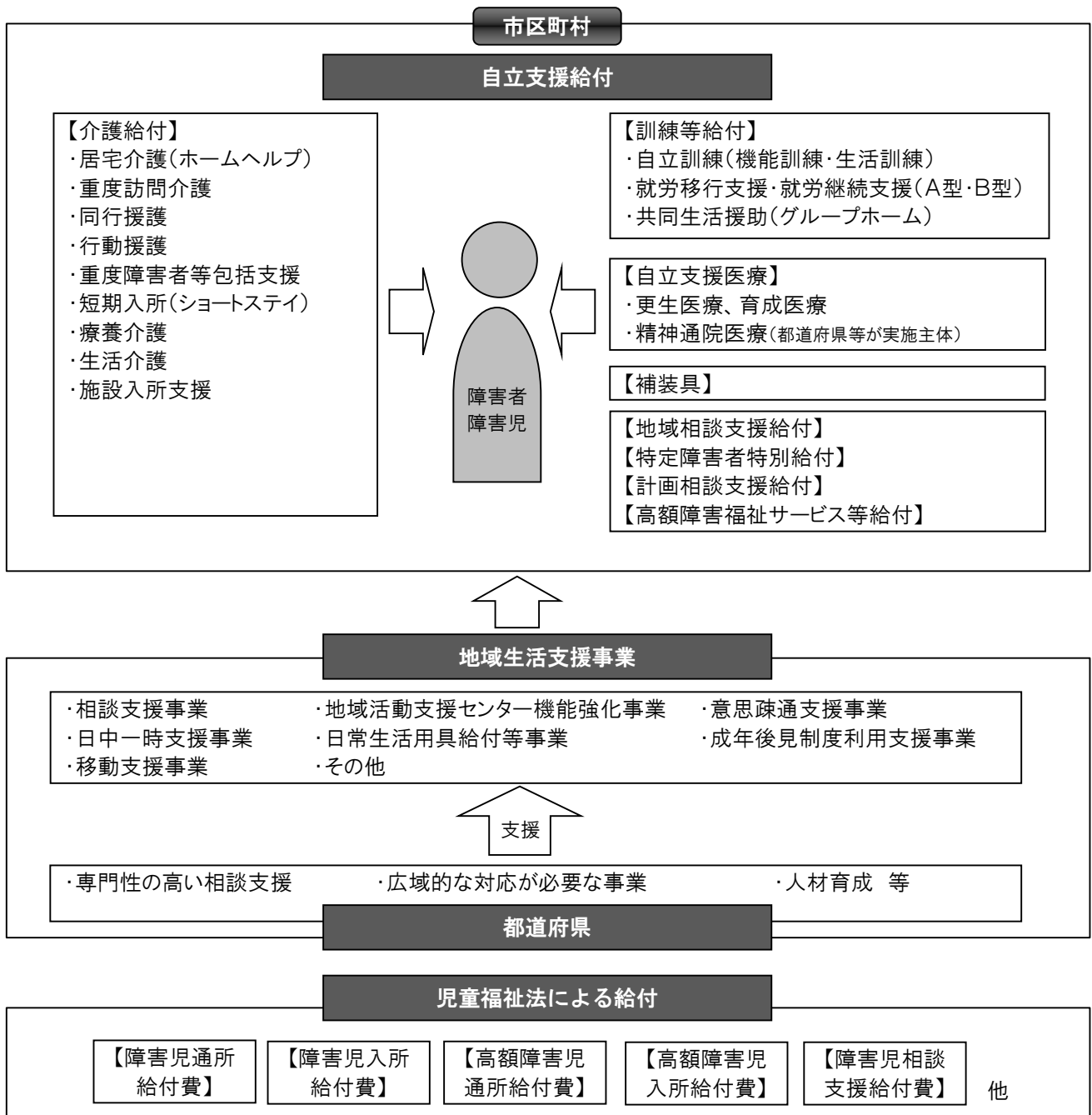
- ・地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置の重要性を盛り込む。
- ・可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。

(4) 障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別され提供されています。これに加え、児童福祉法に基づく障害児（福祉）サービスとの連携を図っています。

また、平成30年から「自立生活援助」「就労定着支援」「居宅訪問型児童発達支援」が新しく開始されます。

■障害者総合支援法のサービス体系

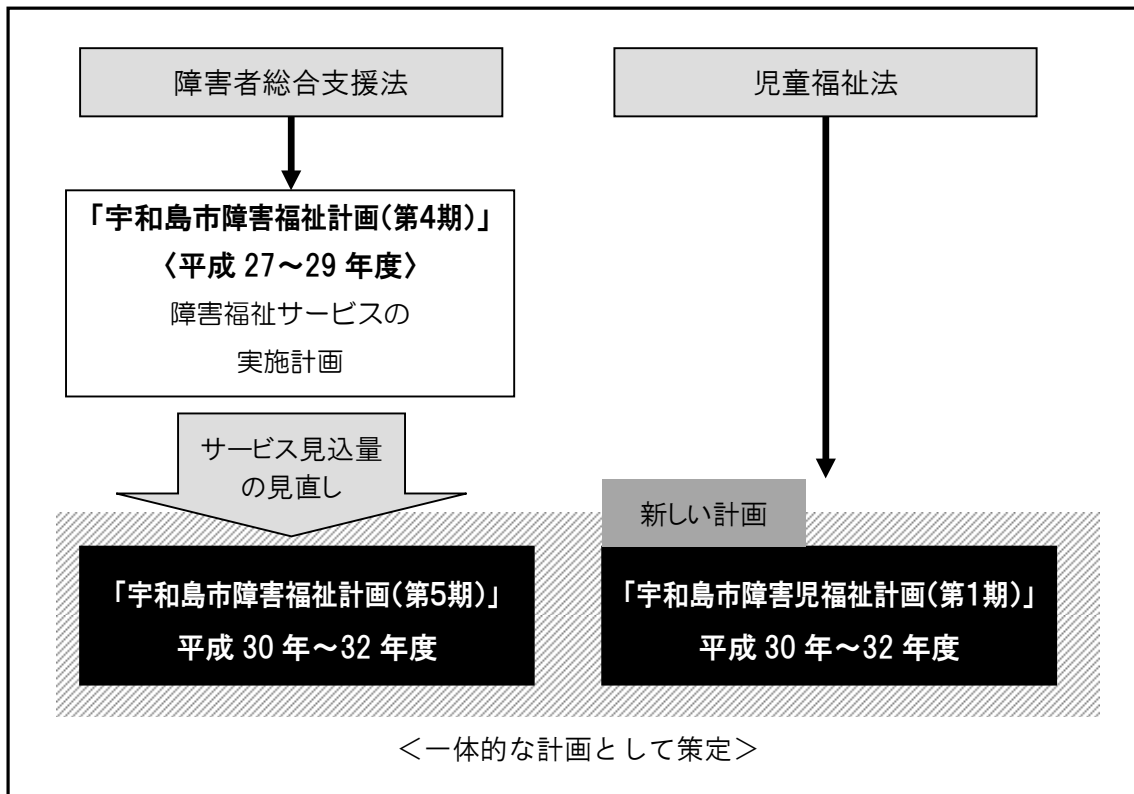


※「自立生活援助」「就労定着支援」「居宅訪問型児童発達支援」は平成30年より開始。

2 計画の位置づけ

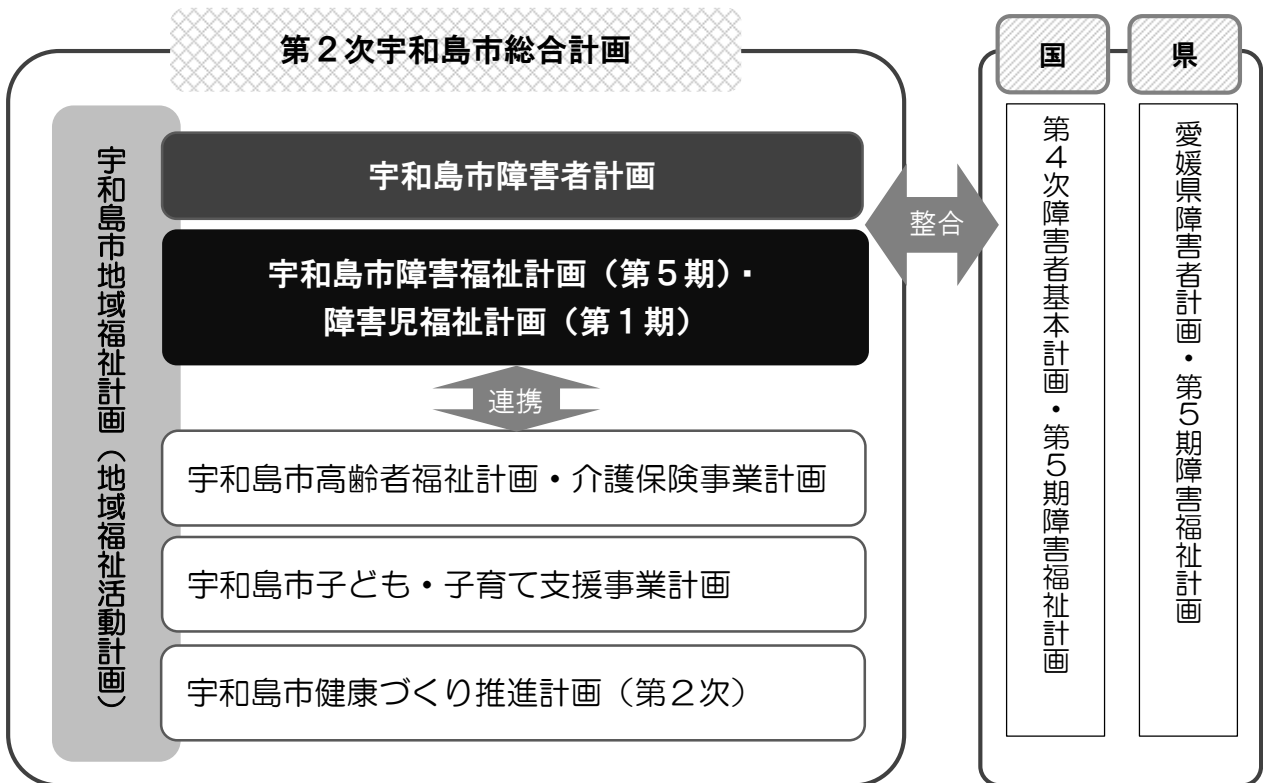
(1) 法的な位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」と「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児相談支援等のサービスの必要量及び必要量確保のための方策を定める計画です。



(2) 各種計画との関係

本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」（平成30年度～34年度）、「障害者福祉計画（第5期）」（平成30年度～32年度）や「愛媛県障害者計画（第4次）」（平成27年度～平成31年度）、「愛媛県障害者福祉計画（第5期）」（平成30年度～32年度）また、本市における上位計画である「第2次宇和島市総合計画」（平成30年度～平成39年度）との整合を図りつつ、「宇和島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」をはじめとする福祉関連の計画、ならびに人権や教育、まちづくり、防災等の関連分野の計画とも連携しながら推進するものとします。



(3) 計画策定における連携

愛媛県障害福祉計画においては、障害保健福祉圏域が設定され、それぞれ数値目標を定めた圏域ビジョンが示されています。

本市は宇和島圏域に属しており、松野町、鬼北町、愛南町等の近隣市町との連携を図るとともに、近隣圏域との連携を図っていきます。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、「障害者計画」は平成 27 年度から平成 32 年度までの6年間、「第5次障害福祉計画」は平成 30 年度から平成 32 年度までの3年間とします。

尚、「障害者計画」については、この度の「障害福祉計画」の改訂にあわせ、必要部分を見直し、改訂するものとします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
障害者計画 平成 27～32 年度（6年間）						次期障害者計画 平成 33～38 年度（6年間）		
障害福祉計画（第4期） 平成 27～29 年度（3年間）			障害福祉計画（第5期） 平成 30～32 年度（3年間）			次期障害福祉計画 平成 33～35 年度（3年間）		

4 策定体制

本計画は、平成 29 年 7 月に実施したアンケート調査をはじめとしたデータを活用するとともに、市民や関係者等の意見を反映するために、「宇和島市障害者計画・障害福祉計画（第5期）策定委員会」を設置し、障害のある人を取り巻く現状課題の計画への反映や、必要な障害福祉サービス等の見込み量について協議を行いました。また、庁内関係課との調整や計画に対するパブリックコメントを実施し策定しました。

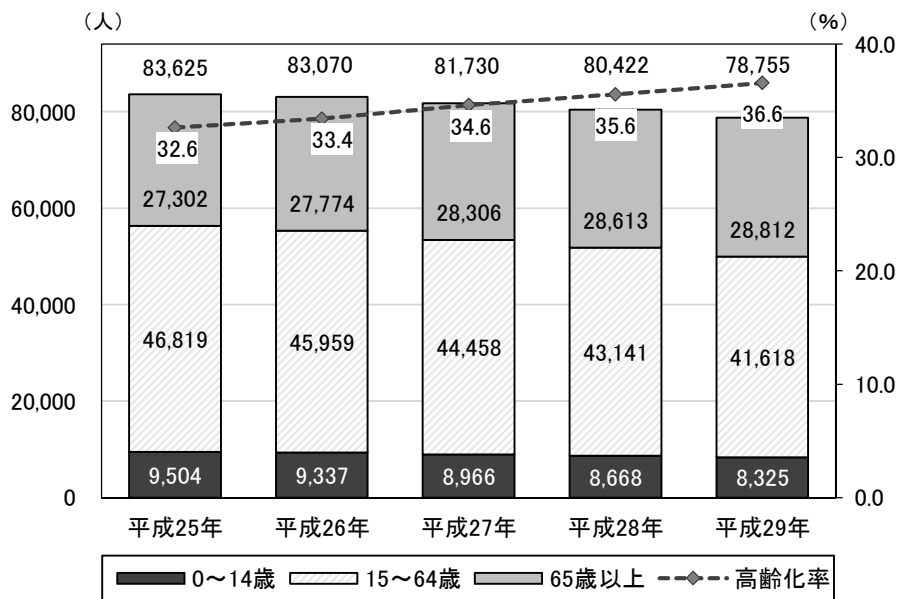
第2章 障害のある人を取り巻く現状

1 人口・世帯について

総人口の推移をみると、年々減少しており、平成29年には78,755人となっています。年齢3区分別にみると、0～14歳、15～64歳の人口は減少している一方で、65歳以上の人口は増加しており、高齢化率は年々上昇しています。

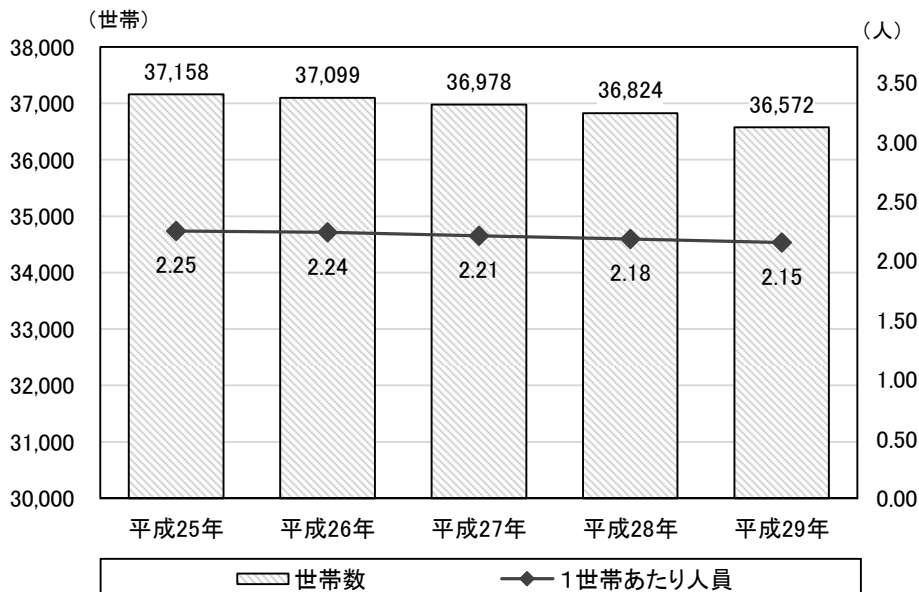
世帯数の推移をみると、年々減少しています。また、1世帯当たり人員も減少しており、平成29年には2.15人となっています。

■総人口と年齢3区分別人口の推移



資料：【国】住民基本台帳（各年1月1日付、平成25年のみ3月末日付）

■世帯数と1世帯当たり人員の推移



資料：【国】住民基本台帳（各年1月1日付、平成25年のみ3月末日付）

2 障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者について

障害者手帳の所持者数は年々減少しており、平成 28 年度には 5,477 人となっています。

手帳別にみると、身体障害者手帳の所持者数は年々減少していますが、療育手帳は年々増加しています。精神障害者保健福祉手帳は年度によって増減がありますが、平成 28 年度には前年度に比べて減少しています。

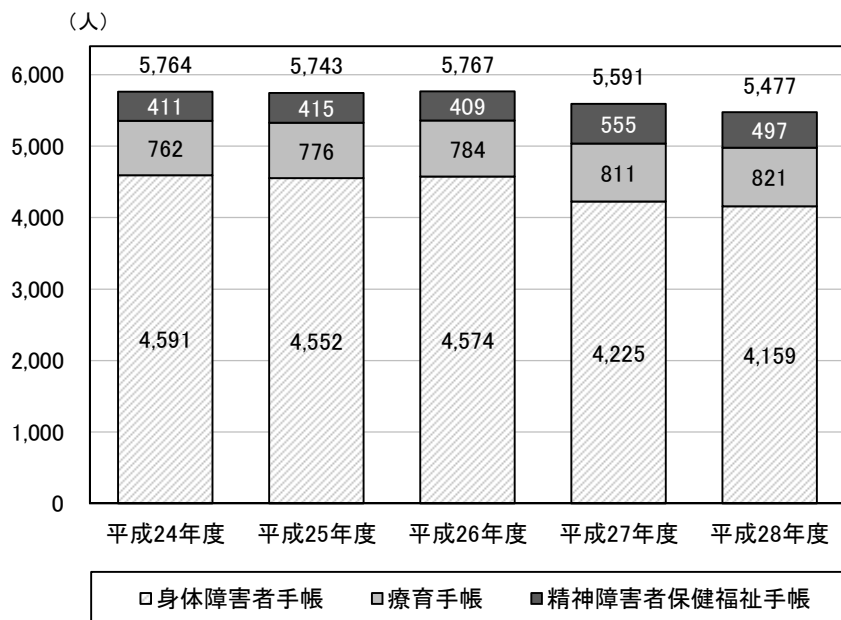
■障害者手帳所持者数の推移（手帳別）

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
身体障害者手帳	4,591	4,552	4,574	4,225	4,159
療育手帳	762	776	784	811	821
精神障害者 保健福祉手帳	411	415	409	555	497
合計	5,764	5,743	5,767	5,591	5,477

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

■障害者手帳所持者数の推移（手帳別）グラフ



①身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者数は年々減少しており、平成 28 年度には 4,159 人となっています。

年齢別にみると、18 歳未満、18 歳以上ともに減少しています。また、等級別、障害種類別にみると、年度によって微増微減はありますが、いずれも概ね減少傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
18 歳未満	57	53	48	49	48
18 歳以上	4,534	4,499	4,526	4,176	4,111
合計	4,591	4,552	4,574	4,225	4,159

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	1,590	1,576	1,585	1,506	1,522
2 級	898	877	880	769	750
3 級	718	707	707	637	612
4 級	903	922	925	866	846
5 級	269	258	265	251	243
6 級	213	212	212	196	186
合計	4,591	4,552	4,574	4,225	4,159

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

■身体障害者手帳所持者数の推移（障害種類別）

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
視覚	373	362	365	322	310
聴覚・平衡機能	322	323	321	305	291
言語・聴覚 そしゃく機能	50	49	49	45	44
肢体不自由	2,494	2,457	2,459	2,246	2,202
内部障害	1,352	1,361	1,380	1,307	1,312
合計	4,591	4,552	4,574	4,225	4,159

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

②療育手帳所持者数

療育手帳の所持者数は年々増加しており、平成 28 年度には 821 人となっています。

年齢別にみると、18 歳未満、18 歳以上ともに増加しています。また、等級別にみると、重度、重度以外のいずれも増加しており、特に重度以外は、平成 24 年度に比べて平成 28 年度では 56 人増加し、506 人となっています。

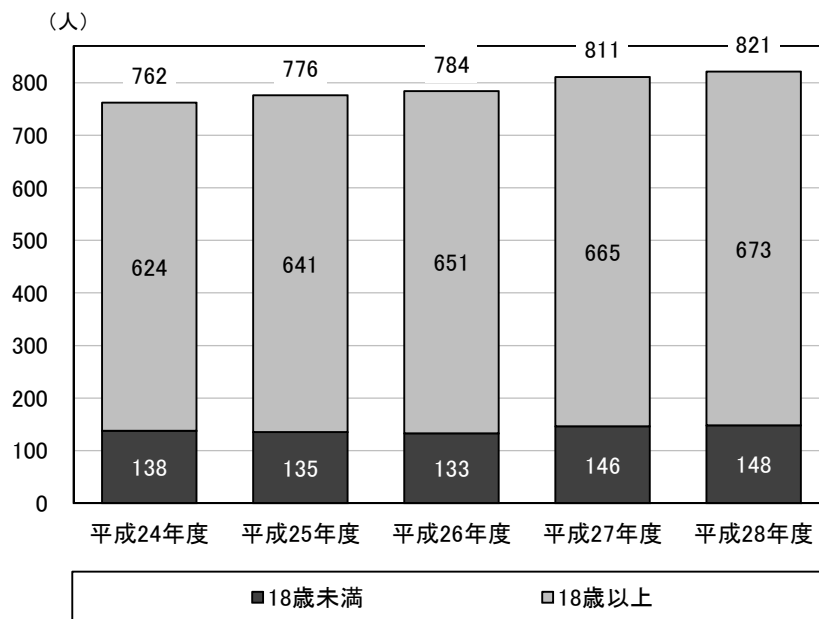
■療育手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
18 歳未満	138	135	133	146	148
18 歳以上	624	641	651	665	673
合計	762	776	784	811	821

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

■療育手帳所持者数の推移（年齢別）グラフ



■療育手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
重度	312	312	312	316	315
重度以外	450	464	472	495	506
合計	762	776	784	811	821

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

③精神障害者保健福祉手帳者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成27年度に一気に増加しましたが、平成29年度には減少し、497人となっています。

年齢別にみると、18歳未満は、平成27年度、平成28年度と増加しています。また、等級別にみると、いずれの等級も平成27年度に増加しましたが、平成28年度には減少に転じました。特に1級は32人減少し、56人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	0	0	0	4	9
18歳以上	411	415	409	551	488
合計	411	415	409	555	497

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

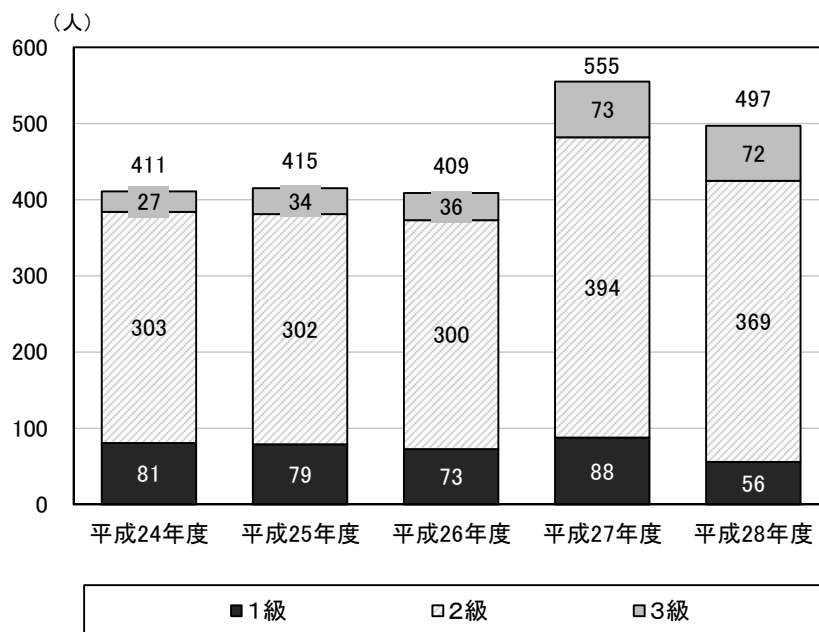
■精神障害者保健福祉手帳者数の推移（等級別）

単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	81	79	73	88	56
2級	303	302	300	394	369
3級	27	34	36	73	72
合計	411	415	409	555	497

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

■精神障害者保健福祉手帳者数の推移（等級別）グラフ



(2) 自立支援医療費受給者について

自立支援医療費の受給者数は年々増加しており、平成 28 年度には 1,770 人となっています。

対象別にみると、精神通院医療は年々増加している一方、更生医療は年々減少しています。育成医療は平成 27 年度まで減少していましたが、平成 28 年度は増加に転じ、26 人となっています。

■自立支援医療費受給者数の推移

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
精神通院医療	1,053	1,074	1,100	1,269	1,343
更生医療	471	467	450	403	401
育成医療	—	28	25	16	26
合計	1,524	1,569	1,575	1,688	1,770

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

(3) 重度心身障害者医療費受給者について

重度心身障害者医療費の受給者は年々減少しています。平成 24 年度に比べて平成 28 年度では 154 人減少し、2,233 人となっています。

■重度心身障害者医療費受給者の推移

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
総数	2,387	2,351	2,343	2,276	2,233

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

(4) 障害児の状況について

①特別支援学級の在籍者数

■特別支援学級在籍者数

単位：人、%

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小学校	児童総数	3,963	3,876	3,701	3,538	3,483
	特別支援学級児童数	67	73	68	69	75
	割合(%)	1.69	1.88	1.84	1.95	2.15
中学校	生徒総数	2,021	1,887	1,828	1,681	1,566
	特別支援学級生徒数	24	25	28	28	33
	割合(%)	1.19	1.32	1.53	1.67	2.11

資料：学校基本調査

②特別支援学校の在籍者数

■市外の特別支援学校在籍者数（平成 29 年 5 月 1 日）

単位：人

学校名	小学部	中学部	高等部	合計
宇和特別支援学校（知的障がい部門）	11	12	35	58
宇和特別支援学校（聴覚障がい部門）	2	0	3	5
宇和特別支援学校（肢体不自由部門）	1	1	1	3
松山盲学校	0	1	1	2
しげのぶ特別支援学校	1	0	0	1
合計	15	14	40	69

資料：各校

(5) 障害者の就労状況について

①民間企業における障害者雇用の状況

■民間企業における障害者雇用率の推移

単位：人、%

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
基礎労働者数	5,259	5,426	5,450	5,789	5,570
うち障害者数	77.5	90.5	85.0	110.0	120.0
実雇用率	1.47	1.67	1.56	1.90	2.15

資料：宇和島公共職業安定所

■民間企業における法定雇用率達成企業数の推移

単位：社、%

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
対象企業	35	39	43	46	42
うち法定雇用率達成企業数	22	22	21	31	31
法定雇用率達成企業割合	62.9	56.4	48.8	67.4	73.8

資料：宇和島公共職業安定所

■民間企業における障害者雇用の比較（平成 28 年 6 月 1 日現在）

区分	企業数 (社)	法定雇用 算定基礎 労働者数 (人)	障害者の数(人)			実雇用率 (%)	達成企業割合 (%)	
			身体	知的	精神			
全国	89,359	24,650 千	474 千	328 千	105 千	35 千	1.92%	48.8%
愛媛県	920	168,288.5	3,147.0	2,140.5	745.5	261.0	1.87%	51.7%
宇和島市	42	5,570	120.0	87.5	21.5	11.0	2.16	73.8%

資料：【全国】平成 28 年障害者雇用状況の集計結果(厚労省)

【県】平成 28 年障害者雇用状況の集計結果(愛媛労働局)

②市役所等における障害者雇用の状況

■市町村の機関における障害者雇用の比較（平成 28 年 6 月 1 日現在）

区分	機関数 (ヶ所)	法定雇用算定 基礎職員数 (人)	障害者の数 (人)	実雇用率 (%)	達成機関割合 (%)
全国	2,333	1,077 千	26 千	2.43%	88.0%
愛媛県	6	16,274.5	374.0	2.35%	100.0%
宇和島市	2	1,261.0	28.5	2.26	0%

資料：【全国】平成 28 年障害者雇用状況の集計結果(厚労省)

【県】平成 28 年障害者雇用状況の集計結果(愛媛労働局)

【市】宇和島市総務部総務課人事係

第3章 障害福祉に関する基本的な考え方

1 基本理念

本市の障害福祉計画では、「第1期障害福祉計画」において定めた基本理念『うわじま ノーマライゼーションプラン』を継承し、障害福祉を推進してきました。

本計画においても、この基本理念を引き続き掲げ、障害福祉のさらなる充実を図ります。

うわじま ノーマライゼーションプラン

本市は、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して地域で暮らすことのできる社会、自分らしく暮らすことのできる社会を目指します。

2 基本方針

(1) 障害福祉サービス等の充実

(2) 障害福祉施策の推進

(3) 差別の禁止、雇用の促進

(4) 国際的協調

第4章 障害者計画

1 障害者計画の体系

「障害者計画」において、障害の有無にかかわらず、すべての市民が安心して暮らせることを目標とし、障害のある人が本市で自立した生活ができるよう、地域における支え合いによる共生社会の実現を目指します。

本計画の対象者：障害のある人・宇和島市に暮らすすべての人

	基本目標	施策
1	啓発・広報活動、交流・ふれあいの推進	① 啓発・広報活動の推進 ② 交流・ふれあいの推進
2	スポーツ・レクリエーション、芸術・文化活動の推進	① スポーツ・レクリエーションの推進 ② 芸術・文化・余暇活動の振興
3	障害及び障害者理解の促進、ボランティア活動等の推進	① 福祉教育等の推進 ② ボランティア活動の推進
4	意思疎通支援の推進	① 情報バリアフリー化の推進 ② 意思疎通支援体制の充実
5	情報提供の推進 (情報アクセシビリティの確保)	① 情報提供の推進 (情報アクセシビリティの確保)
6	住環境整備の推進	① 住みよいまちづくりの推進 ② 住宅・生活環境の整備
7	日常生活環境整備の推進	① 交通環境の安全に向けて ② 防犯・防災対策の推進
8	教育・療育の推進	① ライフステージに応じた教育・育成の充実 ② 教育の充実に向けた関係機関との連携強化 ③ 生涯学習の充実
9	保健・医療の促進	① 障害の発生予防、医療サービスの提供の充実 ② 障害の早期発見・早期療育体制の充実 ③ 医療・リハビリテーションの充実
10	就労支援の推進	① 雇用の推進 ② 雇用の安定 ③ 総合的な雇用・就業支援施策の推進
11	障害福祉サービス等の推進	① 障害福祉サービスの充実

2 施策の展開

(1) 啓発・広報活動、交流・ふれあいの推進

①啓発・広報活動の推進

第5章 障害福祉計画

1 第5期計画における成果目標

(1) 施設入所者の地域生活移行者数

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●地域移行者数：平成28年度末施設入所者の<u>9%以上</u> ●施設入所者数：平成28年度末の<u>2%以上削減</u> ※高齢化・重症化を背景とした目標設定
--------	--

指標	基準値	目標値	考え方
施設入所者の地域生活への移行者数（人）			
施設入所者数（人）			

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域・各市町村）を設置 ●精神病床の1年以上入院患者数：<u>14.6万人から15.7万人に</u> （平成26年度末の18.5万人と比べて、3.9万人から2.8万人減少） ●退院率：<u>入院後3か月 69%以上、入院後6か月 84%以上、入院後1年 90%以上</u>（平成27年時点の上位10%の都道府県の水準）
--------	--

指標	基準値	目標値	考え方
協議の場の設置数（か所）			
精神病床の1年以上入院患者数（人）			
入院後3か月時点の退院率（%）			
入院後6か月時点の退院率（%）			
入院後1年時点の退院率（%）			

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	●各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備
--------	-----------------------

指標	基準値	目標値	考え方
地域生活支援拠点等 か所数（か所）			

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●一般就労への移行者数：平成 28 年度の 1.5 倍 ●就労移行支援事業利用者：平成 28 年度の 2割増 ●移行率 3割以上の就労移行支援事業所：5割以上 ※実績を踏まえた目標設定 ●就労定着支援 1 年後の就労定着率：80%以上
--------	--

指標	基準値	目標値	考え方
福祉施設から一般就 労への移行者数（人）			
就労移行支援事業の 利用者数（人）			
就労移行率 3 割以上 の就労移行支援事業 所の割合（%）			
就労定着支援 1 年後 定着率（%）			

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置 ●保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ●主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを 各市町村に少なくとも1か所確保 ●医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置 （平成 30 年度末まで）
--------	--

2 障害福祉サービス・障害児通所支援事業の見込量

障害のある人が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、平成30年度から32年度までの各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量を確保するための方策を定めます。

(1) 訪問系サービスの見込量と確保方策

サービス種別	単位	平成30年度見込み	平成31年度見込み	平成32年度見込み
居宅介護	時間			
	人			
重度訪問介護	時間			
	人			
同行援護	時間			
	人			
行動援護	時間			
	人			
重度障害者等包括支援	時間			
	人			

【見込み量確保のための方策】

(2) 日中活動系サービス見込量と確保方策

(3) 居住系サービス見込量と確保方策

(4) 相談支援の見込量と確保方策

(5) 障害児支援の見込量と確保方策

3 地域生活支援事業の見込み量

第6章 計画の推進体制

(1) 市民・事業所・地域等との連携の推進

(2) 個々の障害特性にそったきめ細やかな相談・支援体制の実施

(3) 計画の達成状況の点検及び評価
